

公 示

平成 30 年 1 月 19 日

支出負担行為担当官
北海道労働局総務部長
山田 航

1 企画競争に付す事項

(1) 事業名

通年雇用促進支援事業

(2) 事業の趣旨

北海道において、地域の季節労働者を取り巻く環境等は様々であり、季節労働者の通年雇用の促進をより効果的に行うためには、国が一律に対策を講じるのではなく、地域による自主性・創意工夫ある取組を支援することが重要であることから、季節労働者の通年雇用の促進に自発的に取り組む地域の関係者から構成される協議会が提案した雇用対策の事業の中から、通年雇用の効果が高いものを選定して、当該協議会に委託して行う通年雇用促進支援事業を実施し、地域における季節労働者の通年雇用の促進を図る。

(3) 事業の内容

産業振興や地域活性化に係る地域独自の取組とも相まって、対象地域内の市町村や経済団体等の創意工夫により、地域における季節労働者の通年雇用を促進することが見込まれる以下の①の事業及び②の事業とする。

① 協議会が自ら提案し実施する事業

ア 雇用確保に係る事業

事業主への各種助成金等の情報提供、季節労働者向けの求人開拓など、雇用確保のための取組

イ 就職促進に係る事業

季節労働者相談窓口の開設、研修や就職に資する情報の提供など、就職促進のための取組

ウ その他の事業

その他、地域の産業振興施策等と一体的に行われる季節労働者向け研修等季節労働者の通年雇用化に資する地域の創意工夫を生かした雇用面での対策に係る取組

② 職場体験実習に係る事業

求人を募集している事業主において企業見学会、職場体験実習、技能実

習等を一体的に実施するための取組

2 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 厚生労働省から業務等に関し指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 次に掲げるすべての事項に該当する者であること。

なお、本公示における法令等違反した者の範囲については、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 193 条の規定に基づく財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）で定められた用語のうち「親会社」、「子会社」、「関連会社」、「連結会社」の範囲とする。

ア 企画書提出時において、過去 5 年間に職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）（第三章第四節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反していないこと。（これらの規定に違反して是正指導を受けたもののうち、企画書提出時までには是正を完了しているものを除く。）

イ 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近 2 年間（⑤及び⑥については 2 保険年度）の保険料について滞納がないこと。

- ①厚生年金保険
- ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）
- ③船員保険
- ④国民年金
- ⑤労働者災害補償保険
- ⑥雇用保険

注）各保険料のうち⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。）こと。

ウ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあつては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでい

ること。

エ 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）に基づき高年齢者雇用確保措置を講じていること（特例措置によるものも含む。）。

オ 企画書提出時において、過去 3 年間に上記以外の法令等違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、当該委託業務遂行に支障を来すと判断される者でないこと。

(5) 事業を実施する地域の全ての市町村と地域の経済団体等が構成員となっている協議会（参加する段階で協議会が正式に設置されていない場合は、協議会の設立準備会も含む。）であること。

(6) 協議会が国の委託費以外の財源により、季節労働者の通年雇用のための取組を行う見込みであること。

(7) 本事業を適正に実施するための組織体制及び規模を有している協議会であること。

3 特殊な技術及び設備などの条件

通年雇用促進支援事業は、地域による自主性・創意工夫ある取組により、地域における季節労働者の通年雇用の促進を図ることを目的としている。そのため、本事業を委託できる協議会は、上記 2（4）にも記載しているとおり、事業実施地域内の全ての市町村と地域の経済団体等が構成員となっている協議会であることが必須条件である。

4 契約候補者の選定方法

「通年雇用促進支援事業に係る事業計画書募集要領」に基づき、提出された事業計画書等について審査を行い、契約候補者を選定する。

5 企画競争説明書を交付する日時及び場所

(1) 日時 平成 30 年 1 月 19 日（金）～ 2 月 7 日（水）

10 時～ 12 時、13 時～ 17 時

(2) 場所 〒060-8566 北海道札幌市北区北 8 条西 2 丁目

札幌第 1 合同庁舎 3 階

北海道労働局職業安定部職業対策課雇用対策係

電話番号：011-709-2311（内線 3682）

F A X：011-738-1062

※ 郵送を希望する場合は上記まで連絡のこと。

6 事業計画書等の提出期限等

(1) 提出期限 平成 30 年 2 月 14 日（水）17 時まで

(2) 提出先 5（2）に同じ

(3) 提出方法 持参又は郵送（必着）とする。

7 事業計画書等の無効

競争参加資格を満たさない者、その他競争参加の条件に違反した者の事業計画書等は無効とする。

8 政府予算案が成立しない場合の取扱い

平成 30 年 3 月 30 日までに政府予算案が成立しない場合は、契約内容について別途協議する。

9 その他

詳細は、「通年雇用促進支援事業に係る事業計画書募集要領」による。